

# 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

## 第7回 会議資料

三豊市役所危機管理セク-3階災害対策本部室  
令和4年1月12日(水)午後2時00分から



# 会議資料

## 【目 次】

### 議題7-1

答申書(案)について

1. 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置の経緯 . . . . . 1
2. 三豊市の人口の推移 . . . . . 1
3. 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移 . . . . . 2
4. 三豊市立学校の現状 . . . . . 2
5. 三豊市立学校の課題 . . . . . 7
6. 学校適正規模・適正配置の基本的考え方 . . . . . 8
7. 三豊市立学校再編の具体的方策について . . . . . 10

# 三豊市立学校の適正規模・適正配置について

(答申案)

令和4年1月

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

## 目 次

1	三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置の経緯	1
2	三豊市の人口の推移	1
	（1）三豊市総人口の推移	1
	（2）年齢3区分別人口と高齢化の推移	1
3	三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移	2
4	三豊市立学校の現状	3
	（1）幼児数、園児数、児童数、生徒数	3
	（2）学校適正規模	3
	（3）学校施設の状況	6
5	三豊市立学校の課題	7
6	学校適正規模・適正配置の基本的考え方	8
	（1）適正規模	8
	（2）適正配置	9
7	三豊市市立学校再編の具体的方策について	10
	（1）三豊市立学校再編整備の進め方	10
	（2）再編の取り組み・枠組み	10
	（3）計画期間	11
	（4）統合の枠組み	13

## 1. 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置の経緯

平成 22 年 7 月 20 日、『三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会』を設置し、「三豊市立幼稚園、小学校および中学校の適正規模・適正配置に関すること」「園児、児童及び生徒の教育環境・施設に関すること」について諮問し、平成 23 年 3 月 29 日に同検討委員会より、『三豊市立学校の適正規模・適正配置について(答申)』を受けた。

三豊市教育委員会では、答申の趣旨を尊重し適正規模、適正配置を考えるうえで教育的観点を第一に、地域社会、財政等も考慮し『三豊市立学校再編整備基本方針』を平成 23 年 5 月 18 日に策定した。

この方針において、「再編整備の必要性」「三豊市立学校再編整備の進め方」「学校再編整備計画」を定め再編整備を進めてきた。当初の方針策定(答申)の具体的方策の中では見直し期間を概ね 10 年ごとに設け、児童・生徒数の状況を考慮して計画の見直しを行う必要があると明記している。

以上をふまえて答申から 10 年が経過し、第 2 期(平成 29～令和 3 年)の最終年にあたる今年度に新たな三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策について提言をいただくため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を令和 3 年 7 月に設置した。

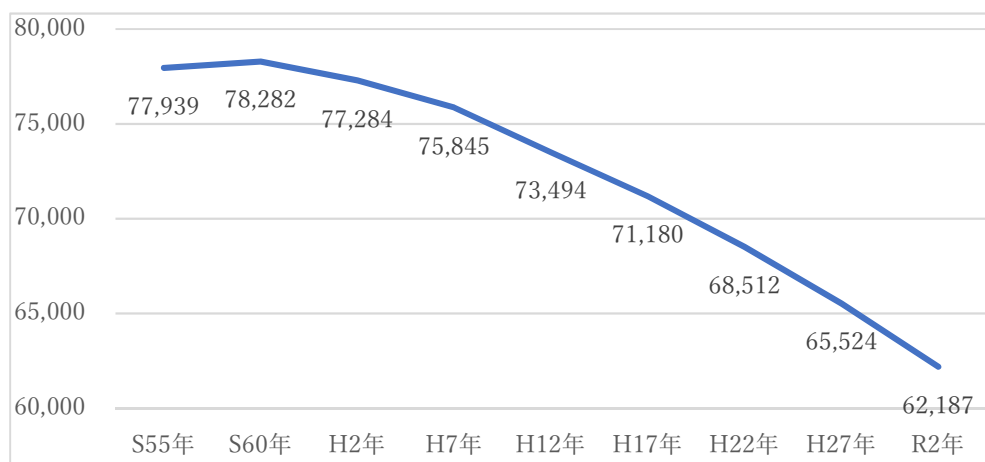
## 2. 三豊市の人口の推移

### (1) 三豊市総人口の推移

国勢調査による総人口の推移を見ると、合併前の昭和 60 (1985) 年に 7 町の人口の総和が 78,282 人に達したが、その後徐々にペースを速めながら、減少する傾向が見られる。次いで、令和 2 (2020) 年の本市の人口は、62,187 人となっており、平成 27 (2015) 年と比較すると約 3,300 人が減少したことから、ピークに達した昭和 60 (1985) 年からの 35 年間において、20%程度が減少していることとなる。

表 1 総人口の推移

単位：人



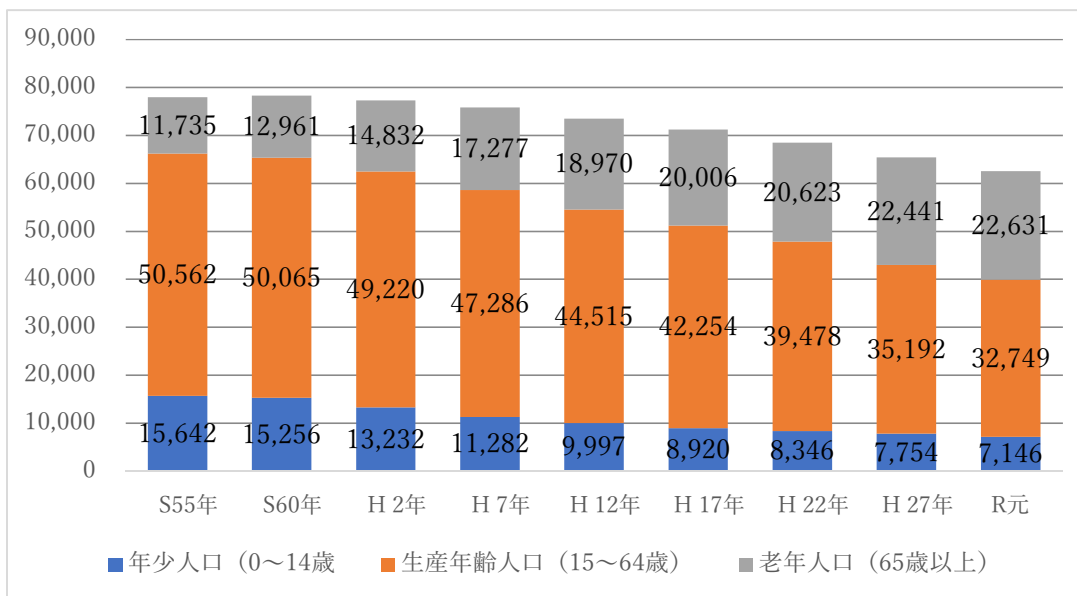
### (2) 年齢 3 区分別人口と高齢化の推移

年齢 3 区分別人口を見ると、昭和 55 (1980) 年以降、生産年齢人口 (15～64 歳) と年少

人口（0～14歳）が年々減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し続けている。

昭和55(1980)年には、年少人口は15,642人だったが、平成27(2015)年には、年少人口は7,754人となり、35年間で約50%と大幅な減少が見られる。

表2 年齢3区分別人口の推移

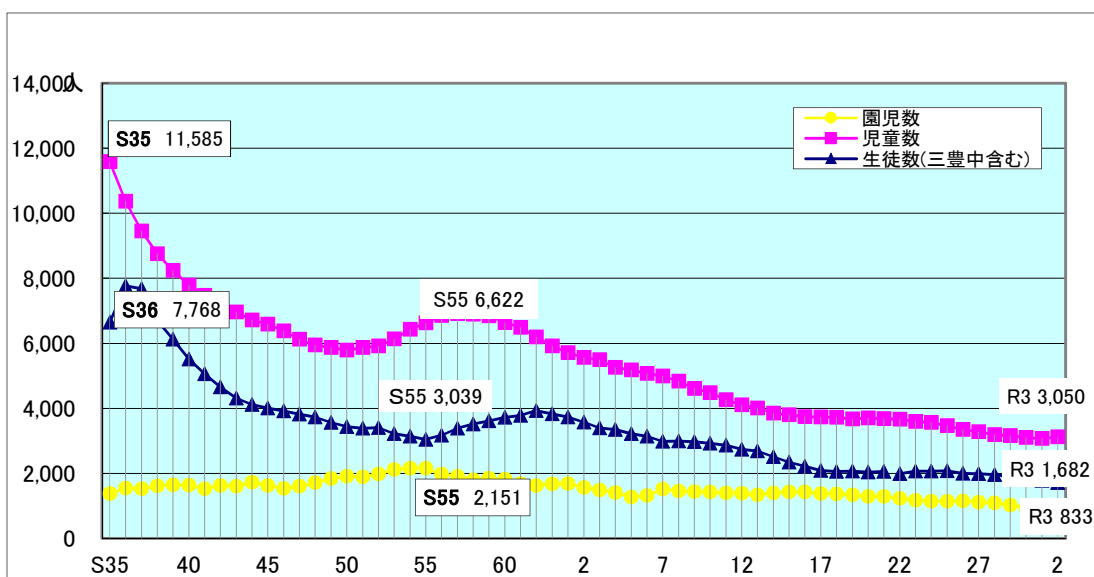


### 3. 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移

昭和55年と比較すると幼稚園の園児数は2,151人、小学校の児童数は6,622人、中学校の生徒数は3,039人であったが、令和3年の園児数は833人と1,318人の減少(61.2%減)、児童数は3,050人と3,572人の減少(53.9%)、生徒数は1,682人と1,357人の減少(44.6%)となっている。

表3 園児・児童・生徒数の推移

単位：人



#### 4. 三豊市立学校の現状

##### (1) 幼児数、園児数、児童数、生徒数

三豊市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校別の幼児数、園児数、児童数、生徒数を平成22年度と令和3年度を比較すると表4のとおりとなっている。

山本町にある学校組合立三豊中学校は三豊市・観音寺市学校組合により運営されている。

表4 幼児数・園児数・児童数・生徒数の比較 (H22→R3)

単位：人

町	保育所名	幼児数		増減	幼稚園名	園児数		増減	小学校名	児童数		増減	中学校名	生徒数		増減
		H22	R3			H22	R3			H22	R3			H22	R3	
高瀬	高瀬中央保育所	137	144	7	上高瀬	78	67	▲ 11	上高瀬	214	208	▲ 6	高瀬	419	336	▲ 83
					勝間	58	41	▲ 17	勝間	204	159	▲ 45				
					比地二	70	42	▲ 28	比地	178	158	▲ 20				
	高瀬南部保育所	55	113	58	二ノ宮	50	14	▲ 36	二ノ宮	109	63	▲ 46				
					麻	53	23	▲ 30	麻	126	118	▲ 8				
山本	山本保育所	103	51	▲ 52	辻	43	132	22	辻	101	315	▲ 25	学校組合立三豊	431	362	▲ 69
					河内	15			河内	50						
					大野	34			大野	127						
					神田	18			神田	62						
三野	三野保育所	98	167	69	大見	72	38	▲ 34	大見	186	143	▲ 43	三野津	252	237	▲ 15
					下高瀬	58	39	▲ 19	下高瀬	209	190	▲ 19				
					吉津	57	43	▲ 14	吉津	168	137	▲ 31				
豊中	豊中保育所	98	97	▲ 1	豊中	264	246	▲ 18	桑山	138	110	▲ 28	豊中	291	265	▲ 26
									比地大	95	124	29				
									笠田	143	117	▲ 26				
									上高野	132	94	▲ 38				
									本山	146	138	▲ 8				
詫間	松崎保育所	72	84	12	松崎	41	19	▲ 22	松崎	168	107	▲ 61	詫間	326	264	▲ 62
	詫間保育所	110	107	▲ 3	詫間	95	53	▲ 42	詫間	499	479	▲ 20				
	須田保育所	60	51	▲ 9	大浜	6	3	▲ 6	大浜	34	20	▲ 34				
					箱浦	3		▲ 3	箱浦	20		▲ 20				
仁尾	仁尾保育所	66	49	▲ 17	平石	111	65	▲ 46	仁尾	320	228	▲ 92	仁尾	168	126	▲ 42
					曾保	12	1	▲ 11	曾保	38	11	▲ 27				
財田	財田保育所	41	72	31	財田	88	10	▲ 78	財田上	108	151	▲ 46	和光	102	92	▲ 10
									財田中	89						
合計		840	935	95		1,226	833	▲ 393		3,664	3,050	▲ 614		1,989	1,682	▲ 307

##### (2) 学校適正規模

小・中学校の学級数の適正規模は、学校教育法施行規則第41条・第79条で「12学級以上18学級以下を標準とする」と規定されている。

公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引きでは学級数により学校規模を分類して

おり、三豊市の小中学校をこの基準で分類してみると令和3年度では表6のとおりとなる。

表5 公立小中学校の国庫負担事業認定申請の手引き等から引用

学校規模の分類		過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
	中学校	1～2	3～11			

表6 令和3年度三豊市立小中学校規模分布図

小学校 ※( )は特別支援学級数		普通学級数	学校規模	普通学級数	中学校 ※( )は特別支援学級数								
児童数					生徒数								
		1	過小 小	1									
		2		2									
		3		3	和光(1)	92							
曾保 11		4		4									
		5		5	仁尾(2)	126							
比地大(2) 124		6	小	6									
二ノ宮(1)	上高野(1)				松崎(2)	桑山(3)	笠田(2)	麻(2)	118				
63	94				107	110	117						
吉津(2)	本山(3)				大見(2)	財田(2)	比地(1)	勝間(2)	159				
137	138				143	151	158						
					7	小	7						
					8			8	8				
上高瀬(3) 219					9					9	豊中(3)	三野津(4)	237
					10					10	詫間(2)	264	
仁尾(3) 228					11					11	高瀬(3)	学校組合立三豊(3)	336 362(市内171)
山本(4) 315		12	適正	12									
		13			13								
		14				14							
		15					15						
		16						16					
		17							17				
詫間(4) 479		18	18										
		19	大	19									
		30			30								
		31	過大	31									

※学級数、児童生徒数はR3学校基本調査より

表6のとおり国の示す適正規模となっているのは小学校19校のうち、再編整備によって統合した詫間小学校と山本小学校の2校となっており、中学校については0校となっている。

小中学校の将来推計(表7・表8)からみても今後の児童生徒数は減少傾向にあり、小規模化がますます進行するものと予測される。





### (3) 学校施設の状況

#### 1) 公共施設等総合管理計画

三豊市では、平成 21 年度(2009 年度)から平成 30 年度(2018 年度)を計画期間とする「三豊市新総合計画」を策定し、市民の皆さんとともに豊かさや賑わいを育むまちづくりを進め、令和元年度(2019 年度)から 10 年間のまちづくりの設計書となる「三豊市第 2 次総合計画」を新たに作成した。

平成 25 年(2013 年)に策定した「三豊市公共施設再配置計画」では「インフラ」の調査は行っていないが、いわゆる「ハコモノ」や「プラント」と呼ばれる建物系公共施設の全数調査は完了し、「三豊市公共施設等総合管理計画」は、「三豊市公共施設再配置計画」を包含する計画とするとともに、「三豊市新総合計画」で示す「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」を実現するための個別実践計画として平成 29 年(2017 年)3 月に策定された。

#### 2) 三豊市学校施設長寿命化計画

公共施設等総合管理計画を平成 28 年度(2016 年)に策定し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化につなげることを目的とし、市内小学校 19 校、中学校 7 校を対象として安全で機能的な学習環境を整備するとともに、中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、施設の具体的な対応方針を定める計画として、令和 2 年(2020 年)3 月に学校施設長寿命化計画を策定した。

##### ①今後の維持・更新コスト(従来型)

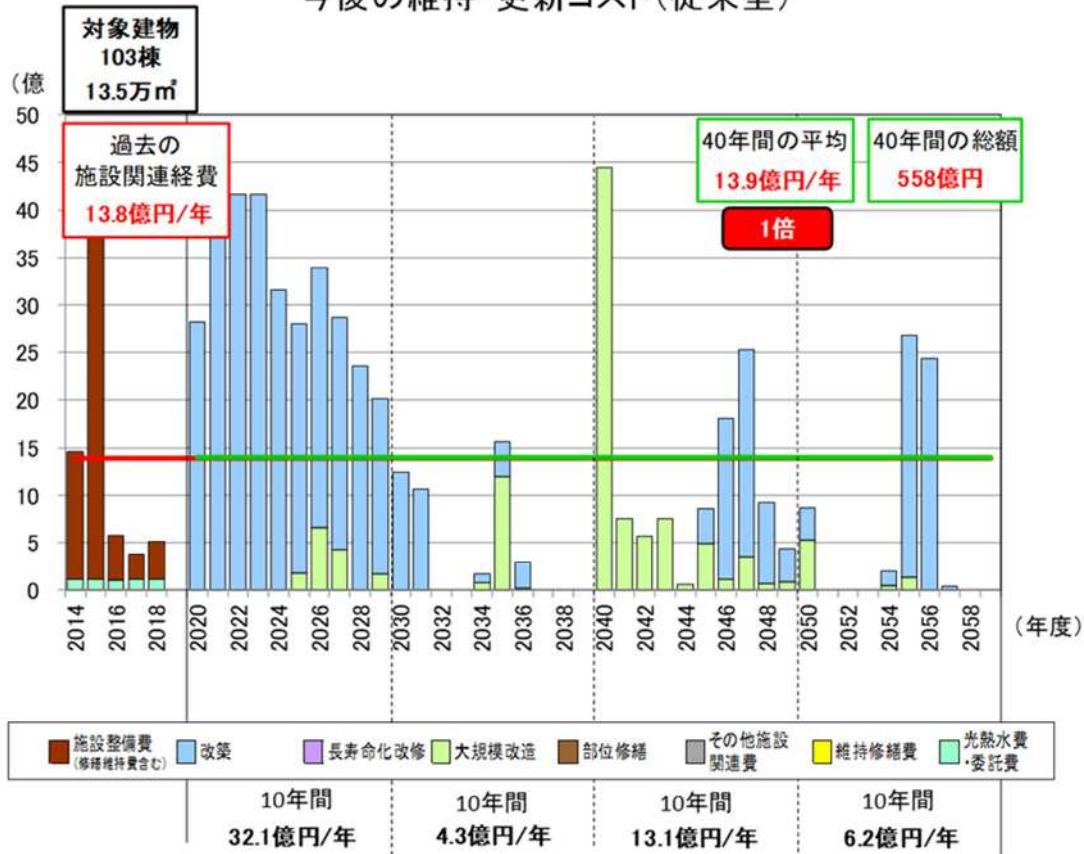
全ての建物を現状規模のまま、大規模改修及び改築を行った場合、将来必要となる維持・更新費用は今後 40 年間で 558 億円、年平均で 13.9 億円となる。

下図のグラフの青色部分は改築に係る費用を示しており、2019 年度(令和元年)時点で既に改築時期が過ぎている場合は、10 年以内に改築を実施する推計となっているため、2020 年度(令和 2 年)から 2029 年度(令和 11 年)の 10 ヶ年では年平均で 32.1 億円という試算結果となっている。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられる。

表 9

今後の維持・更新コスト(従来型)



②改修などの整備水準

改修の実施に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など現代の社会的な要請に応じるための改修を行うものとし、今後30年間のうちに統廃合の可能性が検討される場合には、統廃合を見据えた改修内容を検討するものとしている。

5. 三豊市立学校の課題

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会より平成23年3月に受けた答申の趣旨を尊重し、「三豊市立学校再編整備基本方針」の考え方をもとに、学校統合や通学区域の変更など、学校規模等の適正化に取り組んできたが、基本方針から具体的な進展をみないまま計画が進んでいない学校もある。

中学校においては、1町に最低1中学校として再編整備計画に含まれておらず、前回答申から7校のままととなっている。前回答申から10年が経過し、計画策定時よりも児童生徒数が減少し、小学校で6年間、中学校で3年間一度もクラス替えをしないまま卒業する児童生徒もいることや、切磋琢磨する諸活動が成立しづらいといった教育にとって望ましくない教育環境の解消が必要である。

また、学校施設においては、昭和40年代から50年代に建設した施設も多く三豊市の未来を担う子どもたちに、安心・安全な環境を確保する必要もある。

子どもたちにとって望ましい学習環境を整えるという教育的な視点から三豊市の子ど

もたちが夢と希望を持つことが出来る学びの環境を確保することが喫緊の課題となっている。

## 6. 学校適正規模・適正配置の基本的考え方

三豊市の学校適正規模・適正配置を10年ぶりに検討するにあたり、前回の検討委員会が出した答申や三豊市立学校再編整備基本方針を尊重するとともに、この10年間で実施した再編整備の内容や今後の将来推計などを照らし合わせ検討を行った。

また、文部科学省が平成27年に出した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きにある学校規模の適正化に関する基本的な考え方、三豊市内小中学校の現地視察や教師を対象としたアンケートを実施した結果等を参考として、三豊市の適正規模・適正配置について検討を行った。

諮問にある就学前教育・保育環境については、令和2年3月に三豊市就学前教育・保育検討委員会から「三豊市就学前教育・保育総合計画」が出されており、本検討委員会で内容を確認し、三豊市就学前教育・保育総合計画を尊重するとして、本検討委員会では三豊市内の小中学校の適正規模を検討するうえで、中学校に重点を置き審議を行った。

表10 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きより引用

### 【教育的な観点】

○児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。

○児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み社会性や規範意識を身に着けることが重要であり、一定規模の児童生徒集団の確保、経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員の配置が望ましいとしている。

○児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化を検討。

## (1) 適正規模

### 1) 望ましい学校規模(理想とする姿)

小・中学校の学級数の適正規模は、学校教育法施行規則第41条・第79条で「12学級以上18学級以下を標準とする」と規定されている。

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」(以下「国の手引き」という。)の小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上であることが必要となり、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには2学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられると記載されている。

中学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可

能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられると記載されていることから、以下を望ましい学校規模とする。

望ましい学校規模(理想とする姿)

- ① 小学校 12～18学級(1学年あたり 2～3学級)
- ② 中学校 9～18学級(1学年あたり 3～6学級)

2) 最低限確保したい学校規模(下限の目安)

小学校19校のうち望ましい学校規模は2校となっており、中学校は0校となっている。

望ましい学校規模を確保することが困難な学校が多い状況のなか、各校の努力や創意工夫により高い教育水準を維持しながら学校運営がなされている。

学校再編を行ううえで、望ましい学校規模を確保する目安として小規模校の下限を設けることとする。単学級でも複数のグループを編成しての学習が可能となる人数を確保するとして以下を下限の目安とする。

小規模校の下限

- ① 小学校 1学年1学級各学年20人程度(全校120人以上)
- ② 中学校 1学年2学級各学年60人程度(全校180人以上)

(2) 適正配置

1) 適正配置の考え方

三豊市は7町により合併した市であるため、旧町にはそれぞれに小中学校が設置され、小学校は19校、中学校は7校となっており地域の児童生徒が通学している。

地域の歴史や学校との社会的つながり等の地域特性を考慮し、小学校は旧町に最低1小学校として通学区域は旧町単位を基本として考える。

2) 通学距離等

適正な通学距離は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内と規定されている。

また、通学時間は、国の手引きでは適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とすることとしている。

統合した小学校など通学支援策としてスクールバスを現在運行していることから、通学距離と時間については以下のとおりとする。

#### 通学距離等

- ①小学校 おおむね2.5 km以上となる児童については、スクールバスなど通学支援策を講じる。
- ②中学校 おおむね6.0 km以上となる生徒については、スクールバス等通学支援策を講じる。
- ③通学時間は小中学校ともおおむね1時間以内とする

### 3) 小中一貫教育校

適正配置を検討するうえで、令和15年の将来推計からの児童生徒数により地域別に小中一貫教育校の導入について検討を行った。中学校2校、3校、4校、7校としてその地域の小学校と小中一貫教育校とした場合の学級数を比較検討したが、適正規模の学級数とならなかったことから、適正配置は小学校中学校各々で検討することとした。

※小中一貫教育校…小学校と中学校が目指す児童生徒像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育をいう。

## 7. 三豊市立学校再編の具体的方策について

### (1) 三豊市立学校再編整備の進め方

三豊市における小中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方に基づき、学校再編を段階的に進める必要があると考える。

- 1) 複式学級の解消を最優先課題とし、複式学級のある学校を対象に再編を進める。
- 2) 下限数以下の小学校については、統合に向けて再編を進める。
- 3) 下限数以下の中学校については、令和15年までは近隣町の受け入れ可能な中学校を対象として統合に向けて再編を進める。
- 4) 小規模校や統合予定校など、再編まで地理的要因などにより（再編を進めることが困難な場合も含む）連携が困難な場合は、多様な考えに触れるための対応策として遠隔授業やオンライン授業等のICT技術を導入し、近隣学校との連携教育を視野に入れて検討実施すること。

### (2) 再編の取り組み・枠組み

三豊市における小中学校の再編整備については、基本的考え方や学校再編の進め方により取り組みと枠組みを以下のとおりとする。

#### 1) 小学校中学校共通

- ① 小規模校や統合予定校は小小連携、中中連携の取り組みを検討し、実施すること。  
※小規模校における教育課程の軽減を図るため、連携する学校の実態に応じて、年に数回、合同で授業や行事を行う等の取り組み。
- ② 適正規模内の学校においても、児童生徒数にとらわれず、施設の経過年数を踏まえ、児童生徒の学習環境を一番に考えたうえで統合を検討すること。
- ③ 統合する場合の学校については、児童生徒数や児童生徒の環境に配慮した施設とし、既存の施設を利用して改築するか増築するか又は新築するかについては、LCC（ライフサイクルコスト）を含めた費用を算出し、比較検討して決定すること。

## 2) 小学校

- ① 前回の答申を踏まえ原則旧町に1校とするが、中長期視点までの児童数が、適正規模学級以上の場合は旧町に2校とする。
- ② 下限以下の児童数で複式学級を有する小学校は、早急に旧町内にある近隣小学校との統合を検討する。
- ③ 複式学級を有しない下限以下の児童数の小学校は、地域の実情を踏まえ旧町内の近隣小学校と統合を検討する。
- ④ 再編統合予定校及び小規模校は、小小連携の取り組みを検討し実施すること

## 3) 中学校

- ① 三豊市内で2校とし、再編を含めた小学校単位での統合とする。
- ② 具体的な枠組みは表11のとおり。

表11

地域別	再編地域
北地域	詫間町全域、仁尾町全域、三野町全域、高瀬町の一部(上高瀬小学校区、比地小学校区)
南地域	豊中町全域、高瀬町の一部(勝間小学校区、麻小学校区、二ノ宮小学校区)、財田町全域、山本町全域(組合立の協議による)

- ③ 学校組合立については、三豊市と観音寺市の生徒数をふまえ計画期間内に、生徒の教育を第1に考え、三豊市立中学校とするか組合立のままとするか財政面も含め協議検討すること。
- ④ 再編統合予定校及び小規模校は、統合までに中中連携の取り組みを検討し実施すること。

## (3) 計画期間

### 1) 計画期間

中長期視点として令和4年度から30年後を見据えたものとする。

### 2) 見直し期間

教育委員会が策定した基本計画については、10年ごとに教育委員会において見直しを実施することとするが、予測した児童生徒数が大幅に増減した場合や、社会情勢、地域情勢の変化によっては、適正規模・適正配置について第3者の意見を聞きながら再度検討すること。

### 3) 統合期間の目安

統合には既存の施設を利用する場合や大規模な改修等が伴うものや、新設統合により新築する場合があることから、これまで三豊市で学校統合にかかった期間などを参考として、統合期間の目安を表12のとおり設定する。

表12 統合期間の目安

新設統合による新築の場合

項目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	7年次	統合
施設などの準備		基本設計	実施設計		工事	工事	工事	
		用地取得	用地取得					
統合に向けた準備	説明・協議	説明・協議		連携教育	連携教育	連携教育	連携教育	
				地域協議会等による各種準備				

統合による大規模な改修等が伴うもの（施設の建築または大規模な改修、増改築、敷地・外構の大規模な改修

項目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	統合
施設などの準備		基本設計	実施設計	工事	工事	
		用地取得	用地取得			
統合に向けた準備	説明・協議	説明・協議	連携教育	連携教育	連携教育	
			学校間による各種準備			

大規模な改修等が伴わないもの（施設の改修、敷地、外構の改修等）

項目	1年次	2年次	3年次	4年次	統合
施設などの準備		実施設計	工事	工事	
		用地取得			
統合に向けた準備	説明・協議	連携教育	連携教育	連携教育	
		学校間による各種準備			

改修等が伴わないもの

項目	1年次	2年次	3年次	統合
統合に向けた準備		連携教育	連携教育	
	説明・協議			
		学校間による各種準備		



(4) 統合の枠組み

統合の枠組みは表 13 のとおりとするが、令和 14 年から令和 33 年までは将来構想としている。

表 13

区分	学校名	前期 (R4 ~ R8)	後期 (R9 ~ R13)	将来構想 (R14 ~ R33)	備考
小学校	上 高 瀬 小		⇒		
	比 地 小				
	勝 間 小			⇒	
	二 ノ 宮 小	⇒			
	麻 小				
	山 本 小				H28統合
	大 見 小		⇒	⇒	
	下 高 瀬 小				
	吉 津 小		⇒		
	桑 山 小	⇒			
	比 地 大 小				
	笠 田 小				
	上 高 野 小				
	本 山 小				
	詫 間 小		⇒		
	松 崎 小				
	仁 尾 小	⇒			
	曾 保 小				
財 田 小				H28統合	
中学校	詫 間 中	⇒		⇒	北地域
	仁 尾 中				
	三 野 津 中	⇒		⇒	南地域
	高 瀬 中				
	和 光 中				
	豊 中 中				
三 豊 中				組合立	
学校数 ( ) は中学校	<b>19(6)</b>	<b>12(4)</b>	<b>10(4)</b>	<b>8(2)</b>	中学校数に三豊中は含まない

※⇒は統合の計画

三豊中は組合立のため協議による